

告示

埼玉県告示第五百八十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年四月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

バーズビル

埼玉県本庄市本庄二丁目三番地六号外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号 外 計二者

（変更後）株式会社マツモトキヨシ 代表取締役 松本貴志

千葉県松戸市新松戸東九番地一 外 計五者

ハ 変更年月日

令和三年二月十一日外

ニ 届出年月日

令和三年四月十六日

二 縦覧期間

令和三年四月三十日から令和三年八月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年四月三十日から令和三年八月三十日まで

ロ 意見書提出先

